

初期ジャイナ教における僧・尼僧の宿泊所

奥 田 清 明

仏教と同様にジャイナ教も、雨季には、「僧も尼僧も遍歴してはならない」(*kapasūtra* 1.36) ⁽¹⁾ と言って雨安居を命じている。その訳は、1.36に對する *Cūṇi* ⁽¹⁾ によると、「雨の中を行く者は、六つの身を殺傷するので、(i) 〃他の生きものに対して自分を抑えること〃 ⁽²⁾ を破る (*saṃyama-viśāhāna*) からであり、併せて (ii) 自身を傷つける (*ātma-viśāhāna*) から」である。

六つの身とは、地・水・火・風・植物・動物の身体で、それらは以下のように傷つけられる、と *Cūṇi* は言う。

① 雨季には(人通りが少なく)道が踏みつけられることが(殆ど)無いから[地には命がある。しかるに歩くことによつて]地身が傷つけられる。② 水に濡れた道を行くことによつて、水身が傷つけられるのは明白である。③ 持ち物が水で濡れたことで、それを乾かそうと思うことがあろう。そういう考えを起こすことによつて火身を傷つける罪を犯すことがあるだろう。④ 雨風が吹いているということで(風を切つて)急いで行き、それによつて風身を傷つける。⑤ 雨季には地上にドウールヴァ等の植物身が

生える。水があるから菌の癒合が起こる。このようにへ歩み行くことによつて、これらの(植物身を傷つける。⑥ 雨季には臍脂虫・蛇の子等多数の「逃げるもの・動くもの」が地上を行く。そういう訳で(雨中を歩くことによつて)「動くもの」の殺傷が行われるであらう。」

これが「他の生きものに対して自分を抑えること」が破れる実態である。

次に、「自己を傷つける」ということについて、「自己の損傷は多様である。すなわち、① 泥によつて粘液性のある道で足をとられる。② 平坦でない所で(躓いて)倒れる。③ 水の中の見えない鉄釘や棘が足に刺さる。④ 突然、溪流が増水して、あらぬ方向へ流される、等々、多様(なあり方)で自己が傷を受ける。」(*Cūṇi*)と述べる。

Cūṇi, *Bhāṣya*, *Avacūṇi* といった注釈では、ある行為を禁じる場合、上の二つの理由のほかに、(iii) 〃御祖師様の教えを破る罪 (*āṇa-bhāṅga*) 〃、(iv) 〃他の僧も真似るであらうとい

う訳で、悪事はその者だけに)留まらない罪(*anavastita*)、(v)「間違つた考えに赴く罪(*mithyāva*)」が根拠とされるが、136に対するCūṇiでは、(i) (ii) 以外には、「御祖師様の教えを破っている」のは明白である。聖典に四ヶ月のこの期間に歩き回ることが禁じられているからである」と、(iii)だけが理由にされている。

このような三つの理由でもって雨季の遍歴は禁止されるが、「村が人から非難されたり、王によって災いを齎されたり、焼け果てたり、食べ物が無くなったり、水に浸されたりした場合、(つまり)このような修行や遍歴を妨げることが起こった場合は、時が雨季であっても、そこより出て行かなければならない。」(136へのCūṇi)と言うように、このような場合には、そのような村から出て行くことが命じられている。

かかる例外はあるが、基本的には雨季にはある所から他所への僧の移動は許されないのである。

遍歴は、「僧も尼僧も寒季と暑季には遍歴してよい。」(137)とあるように、寒季と暑季に行うもので、行き先は「僧・尼僧共、東はアンガーマガダ、南はカウシャンビー、西はストウーナ地方、北はクナラ地方まで行くことができる。敬虔な人たちの土地のある所まで行くことが許される。それより先には行けない。ただし正しい信仰・認識・生活が生き生きと行われているなら、行ってよい」(138)と、ジャイナ教

の修行が活発に行われている所であり、「巨大な勢力が争っている国には、そのような時、入ったり、出たり、出入りしてはならないし、そのようなことを行っている者を容認してはならない。・・・」(138)と、争いのある国は避ける。

寒季と暑季に遍歴するのは、その時には「土が乾燥しているから、遍歴したところで、他の生きものに対して自分を抑えること」を破ることがないし、「自分を傷つけること」もありえないからである」(137へのCūṇi)。

行き先が、「(とげ・垣根・壁などで)囲われており、その外側には家並みのない(このような)村・自治都市・よく防備された町、身分の低い者の住む町、二十マイル先まで家のない村や町、舟や車馬によってこそ行ける町、鉾山・港町・市場町・王都・巡礼地・野宮地(*śaṃvīṣa, śaṃvāṇa*)・牧人の屯所(*dhosa*)・小村落・市場である場合、そこには、僧は寒季と暑季に一月間(だけ)住むことができ」(136)、「(とげなどで)囲われており、その外側に家並みのある(このような)村・・・市場には、僧は寒季と暑季に二月間(だけ)住むことができる。すなわち(村などの)内に一月、外に一月である。内に住む者は内で托鉢をし、外に住む者は外で托鉢(をしなければならない)」(137)。

「二月以上住むと、(村民と)過剰に親しくなつて、敬われなくなる。女性としばしば会つて話することなどがあつて、

破戒を行ったり、自分を破滅に導いたりする。長く住むと、金持ちの家長の方に僧への厚い友情が生じて、家長は *śāhā-karma* (pkt.: *āhā-kamma*, R. P. Jain, *Piṇḍasuddhi: Das sechste Kapitel von Vāṭṭakera Mūlācāra und der āhākaṃma-Abschnitt der Piṇḍa-vijjanti. Herausgegeben, übersetzt und kommentiert*, New Delhi, 1983, p. 65ff. に *śāhā-karma* は pkt. **āhāya-kamma* = skt. *āghāta-karma* が元で、途中 **āhā-kamma* を経て、この表現に至っている。意味は「殺生の行為」である。)などの咎に汚れた食べ物を与えることがある。その上、何時ぞや〈僧と〉興じることに強い喜びを覚えて、男たちや女たちは〈僧との〉別れの辛さに苦しむことになるだろう。長く住めば聖地も魅力が無くなる。このような多くの悪い結果が僧に生じるので、夏季・冬季、合わせて八ヶ月には、村などに一ヶ月間だけ住むのは許されるが、それより長くは許されない」(16への *Cūṇi*) のである。

ただし、「不測の事態が生じた時には、(一ヶ月を越えて住むことが)許される。すなわち、もし阿闍梨たちの身体が虚弱で、その者たちに相応しい食べ物・飲み物などが近くの村などで得がたいなら、その時は少時、また僧が病気になる、他所に薬草、薬物などが得られない時は、一月を越えても快復していない場合、それだけの期間そこに住むことが許される。もし病人が快復したなら、その時はそれ故にその場所から出て行くべきである」(16への *Cūṇi*)。

初期ジャイナ教における僧・尼僧の宿泊所(奥田)

一方、尼僧は「(とげなどで) 囲われており、その外側に家並みのない(このような) 村・・・王都に、冬季と夏季に二月間住むことができ」(18)、「(とげなどで) 囲われており、その外側にも家並みのある(このような) 村・・・王都には、冬季と夏季に四ヶ月間住むことができる。すなわち〈村などの〉内に二ヶ月、外に二ヶ月である。内に住む者は内で托鉢をし、外に住む者は外で托鉢(をしなければならぬ)」(19)。

この16-19と *Cūṇi* の内容を整理して、*Bhāṣya* 8-11は次のように言う。

「囲いの外に家並みのない村などに、冬季と夏季(からなる八ヶ月の間)に僧は一ヶ月だけ住むことができる。(8)

囲いの外に家並みのある村などには二ヶ月間住むことができる。村などの内に住む者は、その内で托鉢を行い、外に住む者は外で托鉢をする。(9)

一ヶ所に長く住むと、(信者との間にお互いに) 情が移ることがあるし、逆に(信者に) 飽きられることもある。(信者に) 情が移って、殺生の行為が行われた食べ物を受ける」こともある。破戒を行ったり、自らを破滅に導いたりすることもある。(10)

尼僧には僧の滞在期間の二倍(の期間)が(各所で許される)。それは「性行為を行わない」等の誓を護らせる為にそのように説かれるのである。(11)

上記の「村乃至王都が、それに囲いがあり、門が一つ、出

入り口が一つである場合は、僧と尼僧は〈その村乃至王都に〉同時に住むことができない（*se gāmanasi vā jāva pūḍbheyananasi vā ega-vagadāe ega-duvāṇe ega-nikkhamana-pavesāe no kappai niggaṇṭhāna ya niggaṇṭhina ya egaṃyo vāṭhae*）（1.10）が、「囲いが無く、門も無く、出入り自由の出入り口だけという所には、同時に住むことが許される（・・・*abhi-niv-vagadāe abhi-nidduvāṇe abhi-nikkhamana-pavesāe kappai niggaṇṭhāna ya niggaṇṭhina ya egaṃyo vāṭhae*）」（1.11）。

その訳は「出入り〈口〉が一つの閉めされた場所。そこに一緒に住む者たちは、行ったり来たりする中に多くの罪を犯す」（1.10への*Bhāṣya* 12）からである。それに対して、⁽⁵⁾「・・・、多くの門がある所では住むことが許される。（僧・尼僧が出会うことがないので）」托鉢に出たり、排便の場に行ったりし易いので同時に住んでよいのである」（1.11への*Bhāṣya* 13）。

村乃至王都には、湖・沼・池・川などがあることがあるが、それらの「水辺には僧も尼僧も、〈宿泊はおろか〉、立つたり、座ったり、横になったり、眠ったり、立ちながら眠ったりしてはならない。食べ物や飲み物・果物・香辛料を摂ってはならない。大小便や痰・鼻糞を排してはならない。学習をしてはならない。真理を思索してはならない。直立不動の姿勢をしてはならない。片足で立ってはならない。」（1.19）と言う。

そのようなことをすると、「生きものが水を飲む時に障害となる。人々が非難する。動物が牙や角で〈僧・尼僧を〉傷つける。〈これらによって、生きものに対して〉自制を行わなかったり、自分が傷ついたりする」（1.19への*Bhāṣya* 19）からである。

宿泊しようとする建物が「店、大道に面する家、三叉路・四叉路・六叉路上の家、市場に立ち並ぶ店である場合、それらに尼僧は宿泊してはならない（*no kappai niggaṇṭhina āvanagāmanasi vā racchānuhanasi vā singhādaganasi vā tiyanasi vā caukkani vā caccaranasi vā antarāvananasi vā vāṭhae*）」（1.12）。

「人の出入りが多いので学習等が全く行えない。また、いろいろな人を見たり、結婚式などの祭事を見たりして、昔を思い出して心が乱れる。愛人によって連れ去られる。このようなことによって破戒を犯したり、自らを破滅に導いたりすることがあるから」（1.12への*Cūṭṭhi*）であり、「男たちの到来は、尼僧にとつて罪を犯す原因となりうる」（*Bhāṣya* 14c）からである。

しかし、僧は宿泊することができる（1.13）。「男性であることから僧には害が及ばないからである」（*Cūṭṭhi*）。

「戸口の開いた家には（*avāṅgūya-duvāṇe uvassae*）、尼僧は宿泊できない。（ただし、ある村より遅く帰って来て、宿泊予定の村に夕方に着いて、他に相応しい家がないと、一夜ないし二

夜は宿泊することができる。しかしその時には、「一枚の簾などを家の中に掛け、さらに一枚の簾などを家の外に掛けて、〈これを〉帳として宿泊することが許される (egam patthāram anto kicca, egam patthāram bahin kicca oḥāḍiya-climīyāganisī eva nham kappai vatthae.)」(114)。「尼僧は女性であることから、性交を行わない(〈という誓いを〉守りにくく) (Bhāṣya 16cd) からである。

僧はしかし、そこに宿泊できる (115)。「男性であるから勇気と力があるので、裸体でいても危険はない。そうであるから他に相応しい家がない場合、戸口の開いた家でも宿泊が許される」(Cūṇi) のである。Bhāṣya 17d によると、「男性であることから、災いはない」からである。

「絵が壁に掛けられている家には (sa-citakamme uvassae vatthae)」、僧も尼僧も宿泊できない」(120)。「絵の無い家には (a-citakamme uvassae) 宿泊することができる」(121)。

その訳は、絵を見て「笑ったり、興味を示したり、楽しんだり、過去の性交を思い出したり、感情の変化をきたしたりする等、いろいろな害が生じるから」である。

「絵のない家であっても、在家者の庇護のない場合は、⁽⁶⁾ 僧は宿泊してはならない。(no kappai niggaṇṭham sāgāriya-anissae vatthae.)」(122)「庇護があつて (sāgāriya-nissae) 初めて宿泊することが出来る」(123)。

初期ジャイナ教における僧・尼僧の宿泊所 (奥 田)

「庇護の行為によつて、その在家者は、恐ろしい禽獣や泥棒から彼女たちを守る。守ることが彼の義務なのである。」(Bhāṣya 2i) は、122と23の規定の意味を明らかにする。

「その場所に食肉獣や盗人等が多数おり、その危険から守られる必要がある場合、私たちは宿泊を願っています。守ってください。」などと、在家者に庇護を求めた上で僧は宿泊することができる。「庇護される必要がない場合は、在家者の」庇護を求めずとも僧は宿泊してよい」(124)。

「男性は意志が強く体力があるから、僧にはこの規定が適用されるが、女性は庇護の要不要に拘らず、庇護を求めずには宿泊してはならない」(Avuccāri) のである。

「家財のそろうた」⁽⁷⁾ 在家者の家には、僧・尼僧共、宿泊してはならない (no kappai niggaṇṭhāna vā niggaṇṭhāna vā sāgāriya uvassae vatthae.) (125)。家財を備えた在家の家に宿泊すると、破戒を行い、自らを破滅に追いやる、多くの災いが僧・尼僧に起こる。すなわち、その家にある衣類や装飾品・寝台等を見て、「私にもかつて、このような素晴らしい衣類や装飾品などがあつた。」という在家時の記憶が生じ、破戒を犯すことであろう。また、衣類や装飾品等を取るために盗みを働くことであろう。かくて僧・尼僧に在家者は疑いをかけ、警察官を遣つてかれらを捕まえさせる。これによつて僧・尼僧は自己を破滅に向かわせることになる。そういう訳で僧・尼僧は、家財

を備えた在家者の家に宿泊してはならないのである（以上二語に対する *Anuciri* の意識）。

「家財の殆ど無い」在家者の家には（*appa-sāgari uvassae*）、僧・尼僧共、宿泊してよいのである」（1.26）。「上に述べた災いが起こらないからである」（*Cūṇi*）。

尼僧の住む家は勿論（3.1）、「女の住んでいる家に（*nhi-sāgari uvassae*）僧は宿泊できない」（1.27）。「男だけの住む家には（*purisa-sāgari uvassae*）宿泊してよい」（1.28）。

1.27 と 1.28 に対する *Cūṇi* によると、「女性たちが住み、〈穀類を〉粉砕したり挽いたりし、また行ったり来たりしている家、女性が入って来たり出て行ったりする通路のある家、牝牛・牝水牛・牝山羊など牝の動物がいたり、繋がれたりしている家、そういう家が『女も住む家』と言われる。このような『女』に近づきうる家に僧は宿泊できない。そこに宿泊すると、『女性との性交をしない』という誓いを破る可能性があるからである」。僧は「男性の身体を持つが故に、男性に近づいても罪は生じないから、他に相応しい家が無い場合、一、二夜だけ『男だけの住む家』に宿泊することが許される。しかしそれ以上の日数の宿泊は許されない」のである。

Bhāṣya は、「女には二種ある。人間の女性と動物の牝である。それらがいる所には僧は宿泊することが許されない。女の住む家に宿泊すると、『女性との性交をしない』という誓い

を破る罪と世間の批判が起こる。男だけの家には宿泊できるが、それも一、二夜だけのことである」と言う。

一方、僧の住む家だけでなく（3.2）、「男の住む家には、尼僧は同様に宿泊できない」（1.29）。「女だけの住む家に宿泊できる」（1.30）のである。

29 に対する *Cūṇi* によると、「尼僧は、男たちが仕事の話をしたり、遊んだり、絵を描いたり、通路を行き来している、そのような『男の家』や、牝牛・牝水牛・牝山羊・牝馬などという牝の動物が繋がれたり、放し飼いにされているような家に宿泊してはならない。女性が男性に近づくことも良くない。何時か男たちに邪念が生じて、〈尼僧は〉すべなく破戒を行ったり、自らを破滅に導いたりすることが起こる可能性があるからである」。

「〔隣家と〕壁を隔てただけの家（*padbaddha-sejjā*）に、僧は宿泊できない」（1.31）。*Cūṇi* によると、「〔壁を隔てただけの家（*padbaddha-sejjā*）は二種類からなる。物で隔てられた家と、実質的に『壁を隔てただけの家』である。その中、物で隔てられた家とは、〈僧の宿泊する〉家が〔隣の〕在家者の家とヴァラビー産の木材や壁などを共有し、在家の家と僧の宿泊する家の、両者を隔てる材木や壁が共通のものである家である。そこでは住民である男女の声が聞こえる。それが物で隔てられた家である」。

実質的に「壁を隔てただけの家」は四種からなる。①排泄・②席・③姿・④声による区別があるからである。これらの四種の区別が、実質的に「壁を隔てただけの家」に「宿泊することによって」生じる。①そこに宿泊すると、その僧は隣家に住む在家の男女と排泄場所を同じ所とする、そのような家が、排泄（を同じ場所で行うことになる、「隣家」と）壁一つ隔てただけの家である。②そこに宿泊すると、学習などの時間に、隣家の男女と席を同じくする可能性がある、そのような家が席（を同じくすることになる、「隣家」と壁一つ隔てただけの家）である。③そこに宿泊すると、隣家の婦人の姿の美しさを見ることになる、そのような家が、姿（を見ることになる、「隣家」と）壁一つ隔てただけの家である。④そこに宿泊すると、隣家の婦人の談話や飾り立てた詩句を作る声や睦言を聞くことになる、そのような家が、そのような声（を聞くことになる、「隣家」と）壁一つ隔てただけの家である。・・・

ところで、四種の、実質的に「壁を隔てただけの家」に宿泊すると、次の罪が生じる。排泄に際して：排泄等を行うために、偶然、在家の婦人と僧が同じ所にやってくることがある。②席に関して：学習などの時間に、両者が同じ所に着席する可能性がある。③姿に関して：女性の姿の美しさや身のこなしを見ることがある。④声に関して：女性たちの笑い、

初期ジャイナ教における僧・尼僧の宿泊所（奥田）

歌い、泣き、叫び、愛を囁く声を聞くことがあるだろう。これによって、過去に性の体験のある僧はそれを思い出し、未経験の僧は好奇心を抱くことになるだろう。そして「女性との性交をしない」という誓いに対して疑いの気持ちをおこし、それを守ろうとしないことによって、誓いを破る罪に陥ることになる。そういった所に宿泊する僧には、「お祖師様の教えを破る」、「間違った考えに赴く」、「悪事はその者だけに留まらない」、「破戒を犯す」、「自己を破滅に導く」罪が生じる。このような訳で、壁を隔てただけの家に宿泊してはならないのである。

他方、「尼僧は、「隣家」と壁を隔てただけの家」に宿泊するのが望ましい」(23)。この場合、隣家は、女性や親族だけの住む家でなければならない。Bhikkhūは、「性交をしない」という誓いを守るために、このような家（や、隣家と壁を隔てただけの家）に宿泊するのは結構なことである。（これらの家では基本的な徳である「性交をしない」という誓いを守ることが容易であるからである。）「隣家と壁を隔てただけの家」でない家に宿泊すると（appadipadde vase）、誰が〔災難を齎す悪人たちから〕彼女らを守ってくれるのであろうか」(25)と言う。

「中を通して出入りしなければならない、そのような在家の家には、僧は宿泊してならない」(no kappai nigamanānam gahavai-

kuḷassa majjham majjheṇam gantum vattihae.)」(1.33) が、「尼僧はそのような家に〈こそ〉宿泊するのがよい」(1.34) である。

Cūṇi によると、33 に記されるような家では、「僧が出入りする時に在家者の所作が目に入り、在家者が出入りする時に僧の食事マナーや座法を在家者が見て、かくて相互に相手の所作を見ることになって、お互いに嫌悪したり喧嘩を始めた。その家に住む婦人の姿が目に入って、僧に迷いの気持などが起きるかも知れない。かくて修行に対して疑いの気持を起こしたり破ろうとしたりする、などという罪が生じる。そういう訳でスートラに挙げられたような家には僧は宿泊してはならず」、「尼僧は、女性であることから生来弱く愚かであるので、盗みを事とする物欲の強い無頼が、甘言を弄して惑わしに来る。暴を振るう。このような訳で尼僧たちには、親族が近くに居ることで安全である、上記のような家に宿泊するのがよい」(同じく Cūṇi) のである。

「敷地の囲いの内側に水稻や陸稲・ムグダ豆・マサ豆・胡麻・豆類・小麦・大麦・ヤヴァ・ヤヴァヤヴァがこぼしたり、撒き散らしたり、散らしたり、投げ散らしたりされていると、僧・尼僧は、瞬時といえども〈そのような所に〉宿泊してはならない (uvassayassa anto vaggāḍe sāhīni vā vīhīni vā mugāni vā māsāni vā tīlāni vā kulathāni vā gohūmāni vā javāni vā javajavāni vā okhinnāni vā vikkhinnāni vā viṅṇāni vā vippannāni vā, no kappai nig-

gantāna vā niggaṇṭhina vā ahā-landam avi vattihae.)」(2.1)。

Cūṇi によると、その訳は、「そこに宿泊すると、注意深い者でも突然命のある種を砕くことが必ずあるから」である。

「敷地の囲いの内側に水稻などがこぼしたり・・・されておらず、〈それらが〉山にされたり、積み上げられたり、壁や仕切りに寄せられたり、灰や牛糞で固められたり、筵をかけられたりしていると、〈そのような所には〉寒季や暑季に宿泊してよい (aha puna evam jāṇeja: "mo okhinnāni ... no vip-pañnāni, rāsi-kadāni vā puñja-kadāni vā bhitti-kadāni vā kulya-kadāni vā lañchivāni vā muddiyāni vā phiyāni vā", kappai niggaṇṭhāna vā niggaṇṭhina vā hemanta-gimhāsu vattihae.)」(2.2)。

Cūṇi によると、「このような形で水稻などが置かれていると、そこに宿泊する僧が命あるものを砕くという可能性がないからである」。

「敷地の囲いの内側に水稻などがこぼしたり・・・されておらず、また、それらが」山にされたり・・・しておらず、倉庫に保管されたり、竹製の容器に容れられたり、蓋のある筵に入れられたり、二階に上げ置かれたり、壺に入れてその口を牛糞などで塗り固められたり、容器が完全に閉じられたり、封印されたり、封をされたりしていると、〈そのような所には〉雨季に宿泊してよい」(2.3)。

Cūṇi によると、「そのような形で保存された水稻の種など

は、四ヶ月間取り出されることがないから、そのような所に宿泊する僧たちが命ある種などを〈踏みつけて〉碎くような恐れがないからである」。

「敷地の囲いの内側に穀類の酒や非穀類製の酒を入れた壺が置かれている時、〈そのような所には〉僧・尼僧は瞬時といえども宿泊してはならない。他に家を探して見つからないと、一夜ないし二夜は〈そこに〉宿泊してよい。それ以上はいけない。……(uvasayassa anto vagadāe surā-viyāda-kumbhe vā sovīraya-viyāda-kumbhe vā uvanikkhite siyā, no kappai nigganṭhāna vā nigganṭhina vā aḥa-landam avi vatthae, hurathā ya uvassayan padīlehamāne no labhejā, evaṃ se kappai ega-rāyaṃ vā du-rāyaṃ vā vatthae, no se kappai param ega-rāyaṃ vā du-rāyaṃ vā vatthae. . . .)」(2.4)。

「敷地の囲いの内側に冷水や熱湯を入れた壺が置かれている時 (sīdaga-viyāda-kumbhe vā usinodaga-viyāda-kumbhe vā uvanikkhite siyā) 〈そのような所には〉僧・尼僧は瞬時といえども宿泊してはならない」(2.5.以下2.4のとおり)。

「敷地の囲いの内側に」晩中、火が燃やされていると (sav-va-tāle joi jhīyaejā) 〈そのような所には〉僧・尼僧は瞬時といえども宿泊してはならない」(2.6.以下2.4のとおり)。

Cūṇi によると、「火身を痛めつけるこの場に宿泊すると、そこには〈地・水・火・風・植物・動物の〉六種の身体の殺傷が行われる〈のを見るであろう〉。この故に六身の傷害〈を

行う〉という罪に陥る」。

「敷地の囲いの内側に」晩中、灯火が灯されていると (sav-va-tāle paṇe dīpejā) 〈そのような所には〉僧・尼僧は瞬時といえども宿泊してはならない」(2.7.以下2.6と同じ)。

Cūṇi によると、「火が燃えている時、〈そこに〉僧たちは宿泊してはならない。そこでは上に述べたように六身の殺傷などの罪が起きている。灯火の上に落ちた蛾などの生きものの殺傷が行われている。僧たちの持ち物の上に落ちたことから、僧による殺傷が行われる」というような罪が生じるからである」。

「敷地の囲いの内側に球形の糖菓、粥・牛乳・酸乳・生酥・酥・油・糖蜜・菓子・プディング・砂糖や香料混入の凝乳が撒き散らしたり、散らしたり、投げ散らしたりされていると僧・尼僧は、瞬時といえども〈そのような所に〉宿泊してはならない (. . . vagadāe pīṇḍae vā loyae vā khīṇaṃ vā dahin vā sappin vā navanie vā telle vā paṇṇyaṃ vā pūve vā sakkulī vā sīhirinī vā okhīṇāni vā vikkhīṇāni vā viḍḍāni vā vippañāni vā, no kappai . . .)」(2.8)。

Cūṇi によると、「そこに宿泊すると、出入りする時に物を壊すことがある。そうすると主人の心に僧への悪い感情が生じる。そこにある物を僧が欲するのが人々によって観察される。また若い僧や疲れた僧にはそれらを食べたいという欲求

が起ることがあるだろう。このような悪い結果が生じるから、僧・尼僧は瞬時といえども、そこに宿泊してはならない」という意味である。

「敷地の囲いの内側に球形の糖菓……砂糖や香料混入の凝乳がこぼしたり、……、投げ散らしたりされておらず、〈それらが〉山にされたり、積み上げられたり、壁や仕切りや寄せられたり、灰や牛糞で固められたり、筵をかけられたりしていると、〈そのような所には〉寒季や暑季に宿泊してよい」(2.8)。

Cūṃṇiによると、「このように上述の『球形の糖菓』などが置かれていると、その時は、八ヶ月からなる寒季と暑季において許された時間だけ、そこに僧・尼僧は宿泊することができ。そこでは上述の悪い結果は起きることがないからである。」

「敷地の囲いの内側に球形の糖菓……砂糖や香料混入の凝乳がこぼしたり、……、投げ散らしたりされておらず、また、〈それらが〉山にされたり、……、筵をかけられたりしておらず、倉庫に保管されたり、竹製の容器に容れられたり、蓋のある箆に入られたり、二階に上げ置かれたり、壺に入れてその口を牛糞などで塗り固められたり、容器が完全に閉じられたり、封印されたり、封をされたりしていると、〈そのような所には〉雨季にも宿泊してよい」(2.10)。

Cūṃṇiによると、「もし家がこのようであると、僧や尼僧は四ヶ月の雨季に宿泊できる。上述のようなやり方で『球形の糖菓』などの食べ物も保存されており、普通には、取り出して置いておくということが起こらないので、悪い結果が生じることが無いからである」。

「宿や集会場や、回廊のある家、木の根元に建てられた家、吹きさらしの家には尼僧は、宿泊してはならない (no kappai nigantthiṇaṃ ahe āgamaṇa-gīhaṇsi vā vīyada-gīhaṇsi vā vaṇsi-mūlāṇsi vā rukka-mūlāṇsi vā abbhavagāsiyaṇsi vā vatthae)」(2.11)。

Cūṃṇiによると、「ストロアにあるような家に尼僧は住んではならない。そのような家には在家者による護りが無く、人々が入り出すので、大小便をするときや食事をする時に視線を受ける。女性の身であることから、性交をしないという誓いが破られる可能性があるからである」。

「宿や……吹きさらしの家に、僧は、宿泊してよい」(2.12)。「男性の身であることから、僧には上記の罪は起こらないからである」(Cūṃṇi)。

1 Jaiṇācārya-Jainadharmadivākara-Pūjya-Śrī-Ghāṭilā-Vraṭi-vī-racita-Cūṃṇi-Bhāṣyavācī-śaṃaṇṭhīyaṇi Śrī-Bhāṭakalpaśṭham, Rājkoṭ, 1969 所収の Cūṃṇi. なお Bhāṣya, Avatāri も同書に収められたもの。

Bhaktiprasthāna = *Kalpasūtra* とその注釈文献 [*Cūrṇi*, *Bhāṣya*, *Anacūrṇi*] の翻訳において、文脈上の補いは「」で括った。原語を訳語の後ろに入れる場合は「」に入れて示した。

2 その原語である *sanyama* は「修行」を意味することもあるが、*sanyama-vīradhana* は「時には、破戒」と訳さなければならぬ。

3 W. Schubring, *Das Kalpa-sūtra* (以下 Schubring), Leipzig, 1905 年 151°

4 *abhi-* は「ついで」は Schubring の注 (p.37) によった。*Cūrṇi* や *Bhāṣya* では *aneka* (多数の) *ni* (*niv*-, *nid*-ではなく、*ni*-として) は *Cūrṇi* では *niyata* (固定した、不変の) と理解されているが、採らぬ。

5 *Bhāṣya* 13 は「それゆえ、多くの囲いがあり (*tamhā anega-vagadā*)」とするが、意味が通らない。

6 Schubring は *sāgarīya-anissāe* を「家屋所有者の力の及ばない所に」に訳す。その May S. Burgess 訳 “The KALPA-SUTRA” (in: *The Indian Antiquary*, 1910, p.261) は「家屋所有者の承諾なしに」であるが、これは採れぬ。

7 *sāgarīya uvassae* を Schubring は「家族の住む家」と訳し、下の *appa-sāgarīya uvassae* を「居住者の少ない家族の家」と理解する。

1. Lodgings of Monks and Nuns in Early Jainism

Kiyoaki OKUDA

We can obtain a rough idea, through the related lines of Schubring's translation of the *Kalpa sūtra*, about what sort of lodgings monks and nuns on a pilgrimage came to find themselves in due to religious constraints, in the time of early Jainism. However, even Schubring's work (*Das Kalpa-sūtra*, Leipzig, 1905) does not clarify how such constraints came to be imposed.

The present paper is an attempt to make this point clear through notes given on the literature.

2. A Study of the View of Buddha in the Smaller *Mahāprajñāpāramitā-sūtra*

Yūgen KATSUZAKI

The present work aims at contributing to the study of the basic view of Buddha in the Smaller *Mahāprajñāpāramitā-sūtras*, and in particular focuses on the view of Śākyamuni Buddha in Early Mahāyāna Buddhism. Consequently, it becomes evident that a new view of Śākyamuni Buddha and Mahāyāna Buddha was established in the Smaller *Mahāprajñāpāramitā-sūtras*.

3. Development of Buddha's Enlightenment

Egaku MAYEDA

At the age of 35, the founder of Buddhism, the Buddha, attained His Enlightenment in *Uruvelā*. This enlightenment is complete enlightenment as thought by many people. But according to *Vinaya Mahāvagga* I, Buddha attained *pathamābhisambuddha* at first, then in the second stage he developed his enlightenment even more. After his first sermon, the Order consisted of 61 *Arahants*, and the Buddha further developed his spiritual development in the first rain retreat. He attained incomparable deliverance (*anuttarā-vimutti*) through mindful concentration (*manasikāra*).

Enlightenment under the Bo-tree is to become free from Ignorance (*avijjā*)